森田 豊関東支部長挨拶

先月、岩手県の東北道で、前に2名、後に6名乗っていましたミニバンが中央分離帯に衝突して、後ろ方のうち4名が窓から放り出されて、3名亡くなった痛ましい事故がありました。

放り出された理由は、後部座席に座っていた方がシートベルトをしていなかったためです。なお、シートベルトをしていた前の方は思いのほか軽症でした。現在、国は後部座席に座っている方もしっかりとシートベートしなさいと指導しているわけですが、JAFの調査によると、高速道路では前の方がシートベルトしているのは、



93%、後ろの方が60%です。皆様ご存知だと思いますが、後部座席の方もシートベルトをすることは、去年の道交法の改正で法律になっています。しかし、法律になっていても、高速道路で60%という現状があります。そしてシートベルトをすれば避けられた死でもあり、実は意外と知られていませんが、生死の分かれ目がシートベルトの設置の有無になっています。

足場もシートベルトも全く同じで、「避けられた死」の大きな鍵を握っています。当業界についても、今年6月1日に労働安全衛生規則が改正され、安全衛生部長通達が発出されました。当組合の調査では、規則の「下さん」もしくは「幅木」の設置は、80%以上遵守しています。しかし、安全衛生部長通達の「手すり先行工法」は、民間工事ではたったの約5%しか設置していない。低層足場ではなんと2%を割っています。私どもは安全衛生部長通達の遵守を呼びかけていますが、中々普及が難しい。最近では公共工事において、手すり先行工法を使用しながらも死亡した事故がありました。これは手すり先行工法の中の「先送り方式」を採用したためで、もし「据置方式」「専用足場方式」を採用していれば防げた事故です。

今、我々の作業環境はますます悪化しています。価格の競争、業界におかれている立場が劣悪になっています。それを防ぐには来賓の皆様にお願いして、労働安全衛生規則に加えて、安全衛生部長通達の法制化をお願いしたいという言葉を結びに代えたいと思います。